

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③高齢者医療確保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。 ④高齢者医療確保法による資格確認書等に関する事務(③に掲げるものを除く) ⑤高齢者医療確保法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務。 ⑥高齢者医療確保法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務。 ⑦高齢者医療確保法第92条の一時差止めに関する事務。 ⑧特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑨広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の徴収期割を決定し、保険料納入額通知書を被保険者に送付する。 ⑩保険料の期割情報、収納情報及び滞納情報を管理する。 ⑪高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑫被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③中間サーバ ④兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号及び同法第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号 【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 健康部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うことを厳守しており、また、人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
平成29年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
平成30年6月1日	1-5. 評価実施期間における担当 部署 ②所属長	国保・医療課 課長 横谷泰宏	国保・医療課 課長 山本 崇	事後	組織変更に伴うものであるため、 重要な変更には該当しない。
平成30年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
平成30年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
令和1年6月1日	1-5. 評価実施期間における担当 部署 ①部署	丹波市 健康部 国保・医療課	丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、 重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、 重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 健康部 国保・医療課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、 重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
令和1年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正。
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	Ⅰ-4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年1月13日	Ⅰ-4. ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 第43条	(情報照会の根拠) 第43条、第43条の2の2	事前	公的給付支給等口座登録の項目追加に伴う見直し
令和5年1月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録の項目追加に伴う見直し
令和5年1月13日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録の項目追加に伴う見直し
令和7年4月1日	Ⅰ-2. ② 事務の概要	④高齢者医療確保法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受領証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(③に掲げるものを除く)	④高齢者医療確保法による資格確認書等に関する事務(③に掲げるものを除く)	事後	高齢者医療確保法改正に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第46条	・番号法第9条第1項別表85の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅰ-4. ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80、83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第43条、第43条の2の2	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号及び同法第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号 【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅰ-4. ① 部署	丹波市 生活環境部 市民課	丹波市 健康部 健康課	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ-4. ② 所属長の役職名	市民課長	健康課長	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ-8. 特定個人情報保護ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【○】委託しない	[]委託しない	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うことを厳守しており、また、人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	